解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の理事会・評議員会の決議並びに文部科学大臣の許可により、平成二十一年十月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

東京都港区赤坂五丁目三番六号
財団法人東京音楽祭協会
清算人　久保嶋教生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月三十一日事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

愛媛県西条市千町六号七番地
財団法人千町共益会
代表清算人　髙橋　忠孝

第五期決算公告

平成二十一年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	二二、四六五
合計	二二、四六五
負債及び純資産の部	
流動負債	八九三
固定負債	七八五
株主資本	二〇、七八七
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一〇、七八七
その他利益剰余金	一〇、七八七
（当期純利益）	（三、三四六）
合計	二二、四六五

平成二十一年九月十八日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号
株式会社ベターディービー
代表取締役　荒川　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道夕張市清水沢三丁目五四番地、最後の住所北海道夕張市紅葉山二四三番地六
被相続人　亡　忍　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

北海道夕張郡栗山町朝日四丁目六番地八
相続財産管理人　金丸　政敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井一七番地一八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　齋藤　秋元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

青森県五所川原市大字一野坪字坪実二七番地二
相続財産管理人　對馬　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市富合町杉島一四五五番地、最後の住所仙台市太白区西中田七丁目三七番二〇―六〇八号
被相続人　亡　田中　務

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

仙台市青葉区一番町二―一〇―二六旭コーポラス一番町A棟二〇六号
相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森北四丁目一七番地、最後の住所東京都大田区東嶺町四六番一〇―七〇六号
被相続人　亡　鈴木　一正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号赤坂ツインタワー本館六階末吉綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市加納鉄砲町五丁目二八番地、最後の住所岐阜市中道北二三八番地一八
被相続人　亡　中尾　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

岐阜市川端町一三―一イースト・アサノ二階
相続財産管理人　古田　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市八幡字月山五六番地、最後の住所愛知県知多市八幡字小根一六七番地の一
被相続人　亡　浅井ぎん子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

名古屋市東区東片端町二七番地
相続財産管理人　大﨑　宏則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県宿毛市小深浦三七一番地、最後の住所三重県津市稲葉町二三八六番地四三
被相続人　亡　小野　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津ビル八階
相続財産管理人　三浦　敏秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市山越四丁目七〇九番地二、最後の住所松山市山越四丁目六番一五号
被相続人　亡　眞矢　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

事務所愛媛県松山市一番町一丁目一四番地一〇井手ビル二階　瀬戸内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡林　義幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍松山市堀江町甲一七六七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加藤　伸彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十二日

松山市一番町四丁目一番地一六むらかみビル三階
相続財産管理人　弁護士　野垣　康之

第８期決算公告

平成21年９月24日

福島県郡山市町東一丁目14番地
福島ヒノデサービス販売株式会社
代表取締役　冨　隆史

貸借対照表の要旨

（平成21年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	210
	固定資産	17
	合計	228
負債及び純資産の部	流動負債	252
	株主資本	△24
	資本金	75
	資本剰余金	65
	（資本準備金）	(65)
	利益剰余金	△164
	（その他利益剰余金）	(△164)
	（うち当期純損失）	(28)
	合計	228

第37期決算公告

平成21年９月24日

栃木県宇都宮市城南二丁目４番11号
株式会社石橋商事
代表取締役　冨　隆史

貸借対照表の要旨

（平成21年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	305
	固定資産	26
	合計	331
負債及び純資産の部	流動負債	163
	株主資本	168
	資本金	10
	資本剰余金	158
	利益準備金	(2)
	（その他利益剰余金）	(156)
	（うち当期純利益）	(23)
	合計	331